

## 徳力本店の宅配買取サービス利用約款

### 第1条（適用範囲）

株式会社 徳力本店（以下「弊社」といいます）の宅配買取サービス（以下「本サービス」といいます）に関しては、本約款の定めるところによります。

### 第2条（定義）

本サービスでは、お客様が金地金・プラチナ地金・銀地金（以下「貴金属地金」といいます）や、金貨、金製品・プラチナ製品・銀製品（以下「製品」といいます）を宅配により売却することができます。

### 第3条（申込み条件）

お客様が本サービスを利用するためには以下条件のすべてを満たしている必要があります。

1. 日本国内に在住し、満 18 歳以上であること。
2. ご利用金融機関が国内の金融機関であること。
3. 申込者と口座名義人が同一であること。
4. 申込者は貴金属地金、金貨、製品の所有者であること。
5. 申込者の意思に基づく申込みであること。

### 第4条（申込み）

お客様が本約款を承諾のうえ本サービスの利用を希望される場合、お電話からのご依頼、もしくは弊社ホームページ（<https://www.tokuriki-kanda.co.jp/>）のお問い合わせフォームから宅配買取を選択いただけます。

1. お電話からのご依頼の場合、受付時間内に弊社までご連絡をいただきます。その際に売却を希望される貴金属地金、金貨、製品（以下「お品物」といいます）の内訳、お客様の氏名、住所、その他の必要情報を伺います。内容の確認を終えた時点で、申込み完了とします。
2. 弊社ホームページからのご依頼の場合、お問い合わせフォームにてメールをいただきます。その際、売却を希望されるお品物の内訳、お客様の氏名、住所、その他の必要情報をご記入いただきます。メール受信後、弊社から返信メールもしくはお電話をいたします。内容の確認を終えた時点で、申込み完了とします。
3. お電話による売却受付時間、電話番号は以下のとおりとします。

①東京本社：営業日 10 時から 15 時 30 分まで 直通番号：03-3252-0177

②大 阪 店：営業日 10 時から 15 時 30 分まで 直通番号：06-6252-7811

③東京本社、大阪店 フリーダイヤル：0120-438-191

(ガイドンスに従い東京本社は1番、大阪店は2番を押してください)

#### 第5条 (売却可能なお品物)

1. 本サービスでは、以下のお品物を売却できます。

- ①弊社製金地金、プラチナ地金、銀地金
- ②弊社で販売した金貨、プラチナ貨
- ③K18等の刻印がある製品 (他社製品を含む)

2. 本サービスでは、以下のお品物は売却できません。

- ①K18等の刻印がないもの
- ②GP、GFの刻印があるメッキ製品
- ③時計などの精密製品、トロフィー、工業用品、金歯等
- ④10万円金貨等の額面入り記念硬貨 (純金、純銀等)
- ⑤宝石類
- ⑥他社製メガネ (弊社製のみ可能)
- ⑦他社製貴金属地金
- ⑧その他、弊社が売却不可と判断した物品

3. 弊社製貴金属地金、金貨、プラチナ貨の場合でも弊社発行の計算書のコピーを求められる場合があります。

4. 宝石類はお客様ご自身で取り外してからお送りください。宝石類が付いていた状態でお送りいただいた場合、弊社所定の方法で取り外します。取り外しが難しい場合、外観を損ねた状態で返却となります。

5. 1日当たり売却可能なお品物の上限数量を設ける場合があります。上限数量を超過した際は、返却となる場合があります。なお、送料はお客様負担となります。

#### 第6条 (お品物の発送)

お客様は、第4条に基づく申込みが完了した後、弊社からお客様へ本人限定受取郵便で必要書類を郵送します。本人限定受取郵便(特例型)では、申込者ご本人が配達員へ本人確認書類 (運転免許証・健康保険証等) をご提示いただき、宛先の住所、氏名が本人確認書類の内容と一致していることを確認のうえ、郵便物をお受け取りいただけます。

お客様確認書・お買取り同意書、宅配買取申込書それぞれに必要事項をご記入いただきます。お客様確認書・お買取り同意書、宅配買取申込書、本人確認書類のコピーを同封のうえ、お品物を弊社まで発送してください。

1. 本人確認書類は、各種健康保険証のコピーが必須になります。その他以下いずれかの書類のコピーも合わせ、合計2点ご用意ください。

個人番号カードをすでに健康保険証として利用登録されている場合は、個人番号カードのコピーの他②以下いずれかの書類も合わせ合計2点ご用意ください。

①個人番号カード

- ②運転免許証
- ③運転経歴証明書
- ④特別永住者証明書
- ⑤年金手帳（氏名・住所・生年月日記載のもの）
- ⑥住民票の写し（発行から3か月以内のもの、コピー不可）
- ⑦公共料金の明細（ガス・水道・電気の内いずれか1点、名義と住所の記載のある発行より3か月以内のもの）
- ⑧住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日記載のもの）
- ⑨身体障がい者手帳（氏名・住所・生年月日記載のもの）
- ⑩精神障がい者保健福祉手帳（氏名・住所・生年月日記載のもの）
- ⑪療育手帳（氏名・住所・生年月日記載のもの）

2. 本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。氏名・住所・生年月日が記載された面を全てコピーしてください。

3. 金地金、プラチナ地金、金貨、プラチナ貨を売却の際に買取手数料などを除く売却金額が200万円を超える場合、弊社は支払調書を所轄の税務署に提出いたします。以下いずれかの書類のコピーも合わせてご用意ください。

①個人番号カード（両面）

②通知カード（住民票に記載された住所のもの）

③個人番号が記載された住民票の写し（発行から3か月以内のもの、コピー不可）

4. お品物の郵送先は以下のとおりとします。

①東京本社：〒101-8548 東京都千代田区鍛冶町2-9-12 地金販売課 宛

株式会社徳力本店 地金販売課 宛

②大 阪 店：〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2-11-20 GATO 三休橋ビル1階

株式会社徳力本店 大阪店 宛

5. お品物をお送りいただく際の保険料、送料はお客様負担となります。

6. お品物は弊社営業日午前中着と指定とします。

7. お客様がお品物を発送し、弊社が受領前に生じた盗難・滅失、その他危険および損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第7条（本人確認等）

1. 本サービスまたは附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙で提出等を求めることができるものとします。

2. 前項の用紙の提出等を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、弊社は本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款も

しくは附帯規程に基づく弊社の義務の全部または一部の履行を停止することができ  
るものとし、このことについて弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第8条（売却代金の決定）

1. 弊社にお品物が到着した後、売却可否の査定を行います。査定の結果、弊社が売却  
可能と判断した場合、第2項に基づき売却価格を決定し、当該売却価格から弊社所  
定の買取手数料を差し引いたお客様へのお支払額（以下、「お支払額」といいま  
す）を算出します。
2. 弊社営業日 14 時までにお品物が到着した場合、原則到着時点での売却価格が適用  
となります。弊社営業日 14 時以降もしくは休業日にお品物が到着した場合、原則  
翌営業日 9 時 30 分発表の売却価格が適用となります。その際、お品物の種類、重  
量、状態等から売却価格を決定します。
3. 第6条に定める必要書類とお品物に不備がない場合、弊社売却価格決定後、お客様  
にお電話もしくはメールにてお支払額を連絡します。
4. 第6条に基づきお預かりした書類とお品物に不備がある等、確認事項がある場合  
は、お客様にお電話もしくはメールにて連絡します。お客様と連絡がつかない際  
は、第2項に定める適用とは異なるお支払額を算出し手続きをします。
5. お品物の売却可否を査定した結果、弊社が売却不可と判断した場合、第6条に定め  
る必要書類とお品物は返却とします。なお、送料はお客様負担となります。

#### 第9条（売却代金の支払）

弊社は、お支払額をお客様に連絡した日（当日を除きます）から月末営業日を除く2営  
業日後に、宅配買取申込書記載の金融機関口座へお振込みをします。その際、振込手  
料はお客様負担となります。なお、振込日が月末にあたる場合は3営業日後にお振込み  
となります。

#### 第10条（計算書の発送）

お支払額をお客様に連絡した後、売却内容の明細を記載した計算書を発行します。計算  
書は、転送しない取扱いで本人確認書類記載のご住所へ郵送します。

#### 第11条（売買契約の成立）

お支払額をお客様に連絡し、お客様からの同意が得られた時点で、お品物についての売  
買契約（以下「本契約」といいます）が成立したものとします。

#### 第12条（本契約の不成立）

前条にかかわらず、次の場合には、本契約は成立しないものとします。その際、弊社は  
お客様にその旨を通知します。

- ①申込み完了の日（当日を除きます）から10日以内にお品物が弊社に到着しない場合
- ②申込み内容とは異なるお品物が弊社に到着した場合
- ③第5条第4項に定める、お品物の1日当たりの上限数量を超過した場合

- ④第 8 条第 5 項に定める、売却不可と判断したお品物がある場合
  - ⑤お品物の売却金額が、振込手数料や返品時の送料を下回ると判断した場合
  - ⑥盗難品であることが判明した場合
  - ⑦理由のいかんにかかわらず、弊社がお客様からの申込情報を受信することができなかった場合
  - ⑧その他弊社は本契約を成立させることが不適當であると判断した場合
- 第 13 条（本契約の解除）

1. 第 11 条による本契約成立後においては、お客様からの本契約の撤回、解除等は一切受け付けないものとします。
  2. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、弊社は本契約を解除することができるものとします。
    - ①申込み時に虚偽の申告をしたとき
    - ②本約款に違反したとき
    - ③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき
    - ④第 25 条に違反していると判明した場合
    - ⑤破産、民事再生、その他債務整理手続の申立てを受けた場合。または自ら申し立てた場合
    - ⑥仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合
    - ⑦その他やむを得ない事由がある場合
  3. 弊社が前項により本契約を解除する場合、弊社はお客様に対しその旨を通知します。ただし、弊社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべき日時をもって、上記の通知が到達したものとみなします。
- 第 12 条により本契約が不成立となった場合についても同様とします。

#### 第 14 条（お品物の返却）

弊社が第 12 条および第 13 条に定める事由により本契約を不成立または解除とする場合、お品物をお客様に返却します。

1. 弊社は、第 6 条に基づきお客様の本人確認書類のコピーに記載された住所宛に、お品物をお送りします。その際、送料はお客様負担、着払いとなります。
2. 第 1 項により弊社がお品物を発送したにもかかわらず、ご不在等によるお客様のお引き取りがない場合は、お品物は弊社へ返送されます。この場合、弊社でお品物を保管し、お客様と連絡が取れ次第、再度お客様の本人確認書類記載のご住所宛にお品物を送付します。その際、送料はお客様負担、着払いとなります。
3. 弊社がお品物を発送し、お客様が受領前に生じた盗難・滅失、その他危険および損

害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

4. お品物の受取拒否、送料着払いの拒否が発生した場合、期間を定めず、お品物を破棄します。

#### 第 15 条（所有権の移転）

お品物の所有権は、第 11 条に定める本契約が成立した時点で弊社に移転します。

#### 第 16 条（譲渡禁止）

お客様は、本契約上の地位または本契約による債権について、第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡、または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 17 条（注意点および禁止事項）

1. お客様が過去一度でも本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後の申込みをお断りすることができます。
2. お客様は、自らまたは第三者を利用して以下に該当する行為を禁止します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為

④弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為

#### 第 18 条（相場変動による取引の中止）

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、本約款に基づく取引を停止することができます。その際、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（不可抗力および免責事項）

天災、戦争、その他の不可抗力における履行遅滞または履行不能については、弊社は一切責任を負わないものとします。なお、これらの事由により、本契約に基づく取引の実行ができなくなった場合も、弊社はお客様に対し何等の責めを負わないものとします。

#### 第 20 条（取引の停止・中止・中断・変更）

以下事由により、お客様に予告なく本契約の停止・中止・中断・変更をすることができます。

①本契約を提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。

②本契約を提供するための装置に、故障・異常・障害が発生した場合。

③天災等による公共交通機関の乱れにより、弊社運営に及ぼす影響が生じた場合。

④第 18 条・第 19 条の準ずる内容の発生、もしくは発生するおそれがある場合。

⑤その他弊社がやむを得ず必要と認めた場合。

このことによって生じたお客様の損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 21 条（不可抗力による契約終了）

第 18 条・第 19 条・第 20 条に基づく事由により、やむを得ず本契約が継続しがたい事態となった場合は、お客様に対して弊社は一切責任を負うことなく、取引を終了するものとします。

#### 第 22 条（供託）

1. 第 9 条にしたがって、お客様に売却代金の支払をしたにもかかわらず、相当期間を経過してもお客様による受領がない場合、弊社はお客様に対する何らの通知を要することなく、売却後の金銭を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託を行った場合、弊社のお客様に対する責任は供託を行ったときをもって終了するものとします。なお、供託に要した一切の費用はお客様負担とします。
2. 第 14 条にしたがって、お客様にお品物の返却をしたにもかかわらず、相当期間を経過してもお客様による受領がない場合、弊社はお客様に対する何らの通知を要することなく、裁判所の許可を得てお品物を競売に付すことができ、または弊社の選択により、お品物に代えて、競売代金額またはお品物の売却代金相当額を東京法務局に供託する方法ができるものとします。売却代金相当額は、原則として弊社がお品物の売却代金相当額を供託する方法を選択した日の 9 時 30 分発表の売却価格に基づき算出します。ただし、お品物の種類、状態、ならびに関係法令および貴金属取引に関するガイダンスに照らした市場での換金可能性によっては、当該算出方法によることができず、一般的な売買価格を大幅に下回る金額となる場合があります。

#### 第 23 条（約款改定ならびに承認）

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款の改定内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合やお客様の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもって通知が完了したものとします。
3. 弊社が前項の通知等を行った後、本契約が成立した場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容を承認いただいたものとみなし、お客様と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

#### 第 24 条（合意管轄）

本契約および本約款に関し、お客様との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第 25 条（反社会的勢力排除）

お客様は、弊社に対し、自身が反社会的勢力その他以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束します。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団準構成員

④総会屋等、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

#### 第 26 条（反社会的勢力排除に関する基本方針）

弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。また、不当要求は断固として拒絶します。

1. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。
5. 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

#### 第 27 条（個人情報の取扱いについて）

高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

##### 1. 個人情報の収集について

個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。

- ・お客様とのご連絡、ご確認、お知らせなど取引の円滑な遂行のため
- ・ご利用されたサービスに関するフォローのため
- ・取引代金の決済処理のため
- ・ご利用されるサービスの遂行のため
- ・商品やサービスのご案内、アンケートなどをお送りするため

##### 2. 個人情報の利用について

弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。

##### 3. 個人情報の提供について

個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供などしないよう、適正な管理を行います。

##### 4. 個人情報の管理について

弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。

#### 5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について

お客様がご本人の取引履歴以外の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、個人情報ご相談窓口へご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応させていただきます。

#### 6. 組織・体制

弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定およびその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。

個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口）

TEL：03-5577-5114／弊社営業日 9：30～17：00

#### 第28条（準拠法）

この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。

以上